

令和8年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和8年3月6日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 0時18分

場所 第8委員会室

出席委員 宮崎吾一委員長
保谷武副委員長
鈴木まさひろ委員、松澤正委員、日下部伸三委員、中屋敷慎一委員、
水村篤弘委員、塩野正行委員、八子朋弘委員

欠席委員 山崎すなお委員

説明者 [教育局]
日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
小谷野幸也教育総務部長、田中邦典県立学校部長、
依田英樹高校改革統括監兼参事、吉田勇市町村支援部長、
案浦久仁子参事、塩崎豊教育総務部副部長、
佐藤直樹教育総務部参事兼生涯学習推進課長、
飯田徹教育総務部参事兼文化財・博物館課長、
平野雄三総務課長、太田真樹財務課長、小坂達郎教職員課長、
櫻井裕一福利課長、柴崎隆史県立学校人事課長、
森孝博高校教育指導課長、廣川佳之魅力ある高校づくり課長、
我妻卓哉特別支援教育課長、荻原篤大保健体育課長、
無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
出井孝一県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長、
阿部弘之小中学校人事課長、山川喜葉義務教育指導課長、
中澤幹雄教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

[県民生活部]
清水智広文化振興課副課長、勝部武スポーツ振興課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第 44 号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 45 号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 46 号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 47 号	埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例	原案可決
第 48 号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

第 69 号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）のうち 教育局関係	原案可決
第 79 号	令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正 予算（第1号）	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査

伊奈学園中学で発生した傷害事件について

報告事項

- 1 いわゆる「高校無償化」を踏まえた今後の県立高校の在り方について
- 2 新埼玉県立図書館基本計画（案）について
- 3 第2期地域クラブ活動推進計画（案）について
- 4 県立高校学校歯科医の配置基準見直しに伴う効果検証について

【付託議案に対する質疑】

鈴木委員

- 1 第44号議案、教育委員会事務局職員の定数条例の改正について伺う。教員等による児童対象性暴力等を防止するため、事務局職員の定数を新たに5人増員することだが、コンプライアンス体制の強化は、人数の多寡よりもその仕組みと専門性が問われるものと感じている。今回増員される5名の方は、具体的にどのような業務に配置され、実効性を高めていく仕組みとなっているのか、詳細を聞かせてほしい。
- 2 第45号議案、学校職員定数条例の改正について伺う。手厚い配置が可能となる定数増自体は評価されるべきだが、現状の学校現場ではそもそも現行の定数も満たせない教員未配置が大きな課題となっている。今回条例上の定数を577人増やすに当たり、実際の教員確保に向けた見通しをどのように立てているか、また、未配置を広げないための具体的な確保策について見解を聞かせてほしい。
- 3 第46号議案について伺う。小学校3年生までの子を持つ職員に対し1日2時間を超えない範囲での子育て部分休暇を新設する点は、いわゆる小一の壁対策としても、教職員の離職防止の観点等からも、評価できる制度だと捉えている。ただ、学校現場の特性として、特定の先生が都合でやむを得ず日常的に部分休暇を取得した場合に、その時間の業務がほかの教員に過度に偏るリスクもある。県としてこの制度の利用促進を図ると同時に、周囲の教員の負担軽減策をどのように両立させるかを聞かせてほしい。
- 4 第69号議案の一般会計補正予算のうち、2点伺う。1点目は、情報教育推進費について、公立小中学校等における一人一台端末の更新等に要する経費として約30億円を新たに基金へ積み立てる一方で、経費が当初見込みを下回ったとして約49億円の大規模な減額補正が計上されている。こちらが、共同調達等による単価下落の成果であれば評価できるが、当初の積算額に照らして大きな離が生じた要因を、どう分析しているのか伺う。
- 5 2点目は繰越明許費について、県立学校体育館整備費などで約17.4億円が計上されており、入札不調や資材調達の遅れが主な理由とされている。市場環境の悪化は理解しているが、施設の老朽化対策は先送りできない。実勢価格を反映した予定価格の設定や工期の分散等、令和8年度以降に向けた県としての発注スキームをどのように見直していく方針か伺う。

総務課長

- 1 第44号議案についてお答えする。今回、事務局定数の5名増員をお願いするものであるが、この内訳としては、資料に記載の児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること以外に、県立特別支援学校の過密状態解消に向けた学校整備の実施や、高校無償化と一体となった高校教育改革の推進に伴うものなど、新規事業や政策を進めるために必要な業務量の増加に対応する定数増の合計となっている。教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずることとしては、そのうちの3名を充てることとしているが、これは、こども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されることに伴い、対応が必要となるためというのが中心である。この法律では、いわゆる日本版DBSとも言われているが、児童生徒に接する教員等の現職者や、新たに採用される者について、特定性犯罪の前科の有無を確認することが求められる。市町村立小中学校等の県費負担教職員

も含めた、県教育委員会が任命する現職の教職員だけでも40,000人以上いるので、この膨大な確認作業を確実にを行うために、人事担当課に3名配置する予定である。なお、この制度は性犯罪の再犯リスクが高いというエビデンスの基に実施されるものであり、そうした者が学校現場に入り込まないようにするので、一定の効果があるものと認識している。

県立学校人事課長

- 2 第45号議案についてお答えする。教員不足の問題は重要な課題であると認識をしている。委員お尋ねの教員の確保に向けた見通しについては、国の定数改善の動向や児童生徒数の推移、退職者数、再任用者数、定年年齢引上げ等を総合的に勘案し、中長期的な展望に基づいて採用計画を策定している。また、教員不足を解消していくための具体的な策として、ペーパーティーチャーセミナーの実施等、教職を離れている方の掘り起こしを行うことなどにより、臨時的任用教員の確保にも取り組んでいる。こうした取組を通じて、引き続き本採用教員及び臨時的任用教員の確保に努めてまいる。
- 3 第46号議案についてお答えする。子育てに係る休暇等をまとめた子育て応援ハンドブックを配布するとともに、県教育委員会のホームページに掲載するなどして、制度や趣旨を広く周知することで、職員の意識を醸成し、子育て部分休暇の利用促進を図ってまいる。また、例えば、休暇を取得した担任が不在となる時間の業務を、副担任のみに任せるのではなく、学年所属の教員全員で分担するなど、特定の教員に負担が偏らない工夫をすることで、周囲の教員の負担軽減ができるよう努めてまいる。

小中学校人事課長

- 3 第46号議案についてお答えする。市町村立学校においても、子育てに関わる休暇等をまとめた育児介護の支援ガイドブックを更新して配布することで、子育て部分休暇について、周知してまいる。さらに、この4月に行う、全県の校長が集まる研究協議会において、特にこの新設される子育て部分休暇を含めた、子育てに関する休暇等を取得しやすい職場環境の確立ということについて、管理職の意識改革、また、同僚の理解、サポートの必要性等について、直接校長に説明してまいる。また、学校では担任以外の教員も、授業を担当している。教員ごとに授業を担当していない時間があるので、子育て部分休暇を取得している教員と担任以外の教員の時間割を入れ替えるなどの工夫をすることで、周囲の教員の負担が増加しないよう努めてまいる。

ICT教育推進課長

- 4 第69号議案の情報教育推進費についてお答えする。今回の減額補正について、かい離が生じた主な要因は、主に端末価格の下落と端末の到達台数の減の2点である。まず、端末価格の下落であるが、当初予算においては全ての自治体が確実に端末を調達できるよう、国の補助基準額の上限55,000円に基づき積算していた。一方、県内市町村を取りまとめた共同調達を実施し、各自治体の調達においてスケールメリットが発揮された結果、端末の価格が下落した。2点目の端末の台数であるが、県としては、当初予算において、市町村の希望による端末台数を計上していたが、執行段階において、当初の見込みから約67,000台減少したので、その影響となっている。

財務課長

- 5 第69号議案の繰越明許費についてお答えする。令和8年度予算案には、人件費等の高騰も見込んで工事費を計上しているところである。また、さきの12月定例会におい

て議決いただいたように、繰越しを防ぐ観点等からも、大規模改修等の工事に債務負担行為を設定しているところである。こうした債務負担行為を設定することで、契約から工事完了までの期間を1か月程度長く確保して、事業者の負担軽減を図ることができ、入札不調の防止につながると考えているところである。資材の調達期間もより長く、確保できるため、納期の遅れに伴う工事遅延が生じにくくなる効果もあると捉えている。今後とも、実勢価格の反映や工期の分散、事業者が受注しやすい発注を心掛け、大規模改修等の工事に遅れが生じないように進めてまいりたいと考えている。

鈴木委員

第69号議案の端末の更新に関して再質問する。GIGAスクール構想に基づく端末の整備だと思うが、今後も数年サイクルで必ず多額の更新費用が発生するものと思う。技術の陳腐化リスクを見据えながら、県の財政負担を将来にわたって平準化していくための長期的なコスト最適化の視点に関して、どのように考えているか聞かせてほしい。

ICT教育推進課長

技術の進歩は非常に激しいものである。県としては、市町村の共同調達会議の場において、端末のスペック等の適切な情報を共有して、今の時代に合った端末が更新できるよう情報提供に努めてまいる。

八子委員

- 1 第46号議案について、子育て部分休暇というのは、1人の先生が年間どれくらい取得できるのか。回数というか時間なのか、どれくらい取得できるものなのか伺いたい。
- 2 先ほどの鈴木委員の質疑とも関連するが、例えば、小学校の学級担任等の場合は、教科担任ではなく学級担任だと思うが、仮に小学校の学級担任の先生がこの取得例にあるような休暇を選択した場合になると、特に朝の部分については、先生のクラスは常に朝の会とか1時間目というのは、休暇取得しているときはずっといなくなってしまう。先ほどの1つ目の質問の、どれくらいの回数を取得できるのかにも関連してくるが、場合によっては、朝はずっといないということが生じてしまうのかどうかということを、確認させていただきたいと思う。
- 3 第47号議案について伺う。基金の使い道として、公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるとのことであるが、具体的に現時点で、どのような事業を想定しているのかについて伺いたいと思う。

県立学校人事課長

- 1 第46号議案について、子育て部分休暇について年間の取得制限はない。職員の申請に合わせた一定の期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得ができる休暇となっている。

小中学校人事課長

- 2 第46号議案について、先ほどの具体的な例に基づいての話を申し上げると、まず、時間割の入替えという一つの方法もあるが、先ほどあった朝の会なども含めた、出席確認、健康観察等の担任業務等については、ほかの職員が協力し合って、その時間だけ別の教員が代わりに行うというような方法で対応するということも考えられる。

高校教育指導課長

- 3 第47号議案についてお答えする。基金の使途については、現在、国が示す公募要領に基づき、各改革先導拠点における教育改革の取組を確実に実行するため、必要となる施設や設備整備等について検討しているところである。各改革先導拠点における取組を通じて、専門高校の機能強化、高度化、普通科改革を通じた特色化、魅力化、地理的アクセスや多様な学びの確保などによって、高校が地域の産業や未来の労働市場において、イノベーションを生み出す起点として機能するよう、新たな教育課程や新たな学びに必要な施設、設備の導入等、2040年を見据えた高校教育改革を先導する取組となるよう検討を進めてまいる。

八子委員

第46号議案について、特に小学校の部分について伺いたい。先ほどの答弁では、回数の制限がないということなので、つまり年間を通してずっと朝のお休みを取得するという先生もいると思う。それはそれで別によいが、ただ一方で、そうすると仮に小学校の担任の先生になると、先生が1年間取得すると、朝は常にいない、1年間ずっといないということになるわけである。それは、何とかなるのかもしれないが、一方で、そういう事態になったときの学級経営といった観点からの弊害といったものはどうなのか、余り心配することはないのか。

小中学校人事課長

心配になる点もある可能性もあるが、先ほど申し上げた担任と担任以外の副担任であったり、教務等の先生方全員で、学校全体、学年職員全員で、こどもたちを見るという機運の雰囲気を作り上げて、学校全体でこどもたちを教育するという土壌が小学校でも出来上がっている、その点については大丈夫だと思っている。

水村委員

- 1 第46号議案について伺う。近隣の都県を含めて、全国でも同様の制度が導入されているのかどうか。本休暇は無給だが、似たような制度が導入されている都道府県でも無給なのか伺う。
- 2 男性職員が当たり前に送り迎えや家庭学習に関わる共働き、共に育てる、そういうような社会になってほしいというように思うが、男性の育児休業の取得率は女性に比べて半分にも満たない状況だが、管理職の意識改革を含め、性別を問わず、休みが取れるのが当たり前という組織文化をどう構築していくのか、具体策を伺う。
- 3 第47号議案について伺う。基金の規模については、約60億円になるというように伺っているが、今後の3年間で、どのようなスケジュールで使っていくのか伺う。
- 4 本基金の有効期限は令和11年3月までということだが、この3年間で埼玉の教育がどう変わるのか、県民が実感できる具体的な成果目標をどのように設定するのか伺う。

県立学校人事課長

- 1 他県の状況ということであるが、子育て部分休暇と同様の休暇制度を導入しているのは、全国的には22都道府県と承知している。ただし、自治体によって対象年齢の違いがある。埼玉県と同様の小学校3年生までとしているのが、埼玉を除く、近隣の千葉、東京等を含めて16都府県と承知している。いずれの都道府県も無給の制度であるというように認識している。
- 2 休みが取れるのが当たり前という組織文化をどう構築していくかだが、この休暇制度

について、校長会議や研修等において、制度の周知を図ってまいる。また、先ほどと少し重なるが、子育てに係る休暇や制度をまとめた子育て応援ハンドブックを配布するとともに、県教委のホームページに掲載するなどして、その制度や趣旨を広く周知することで、職員の意識を醸成し、男女問わず、子育てのための休暇が取りやすい職場環境づくりを目指してまいる。

高校教育指導課長

- 3 第47号議案について説明申し上げる。1都道府県当たりの申請上限とされる約60億円については、国の審査を経て、補助金額が決定した後に、令和8年6月以降に交付される予定となっている。基金の活用については、現在検討中であり、国への申請期限である5月中旬までに決めてまいる。具体的な基金の使途については、現在、国が示す公募要領に基づき、各改革先導拠点における教育改革の取組を確実に実行するため、必要となる施設や、設備整備等について検討しているところである。
- 4 成果目標の設定については、本県の産業構造や設置する高校の学科構成等を踏まえ、客観的なデータを活用しつつ、まずは国から示された三つの類型の方向性に合致する課題を設定することが必要となる。その上で、設定した課題に対して、改革先導拠点ごとに事業計画終了時点のあるべき姿を念頭に改革目標を設定し、達成状況を測る指標を設定することが重要である。国が示したグランドデザインとの整合を図りながら、今後策定する県の「高等学校教育改革実行計画」の内容も見据え、具体的な成果目標を設定してまいる。

小中学校人事課長

- 2 第46号議案についてお答えする。市町村立学校についても、県立学校と同様の部分があり、繰り返しになるが、育児介護の支援ガイドブックを更新、配布して、広く周知していくということと、また、4月に行う全県の校長を集めた研究協議会において、私の方から校長に直接、この子育て部分休暇を含めた子育てなどの休暇の取得に伴う職場環境づくりであったり、職員の協力体制の確立、サポート体制といった職員の理解、協力を求めるようなことも含めて、しっかりと伝えてまいる。

中屋敷委員

第44号議案について、日本版DBSにどう対応するかというところは、先ほど説明いただいたとおりだが、5人の増員でそのうち3人はそれに当たるという説明で、当然今までもそういった業務に当たってきた方がいるはずである。要は、3人増えることで、日本版DBSにどう対応するのか。例えば、特定性犯罪の例として挙げられている、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等は、担当の方から連絡いただくわけである。あなたが悪いわけではないという話をさせていただくが、3人増えることで、どう機能性が向上していくのか。これは、埼玉県の本気度が量られるところだと思う。高田前教育長もそのようにコメントされ、日吉教育長もそういった課題に対して、果敢に未然防止に努めていくということを言葉として発せられている中で、ただ増員するということだけだと、なかなか納得できない。増員したことが、どのように機能していくのかというところを話していただかないと、いいと言えない気が、私はこの説明からしているわけだが、いかがか。

総務課長

先ほども説明させていただいたが、今回この法律の施行に関わって、3名の増員という

ことでお願いしているものであるが、まずはこの制度では、特定性犯罪前科の確認ということで、この仕組みにおいて、確実に漏れのないように、しっかりと取り組んでいくことが必要と認識しており、この3名はもとより、教育局の各任用担当課、教育事務所、人事、採用を担当する職員が多くいるので、まずはこのガイドラインに従い、これらの事務の手順をしっかりと確認して、手続が円滑に進むよう、また、漏れのないように、しっかり法律に基づく確認をしてまいりたいと考えている。児童生徒を性暴力から守るためには、性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えることが重要であることから、児童生徒に対する日常観察や定期的なアンケートの実施、通報相談の窓口の設置及び周知、教職員の研修等のこうした取組は、現在も行っているところではあるけれども、引き続き確実にやっていく必要があると認識している。この法律の施行を機に、このガイドラインの中でも、こうした取組については引き続きしっかりとやっていく必要があるということが記載されているので、県としては、これまでの取組に加えて、この法律に基づく手続をしっかりと行うとともに、改めて児童生徒に対する性犯罪、性暴力が行われないように徹底してまいりたいと考えている。

中屋敷委員

決意のほどは伝わるが、心配するのは、例えば、新規採用とか配置転換とか、その時期にとってもこの業務はひっ迫してくるのではないかと、私は想像する。先ほどの説明だと、この3人が中心的にそれを担うのだという話を頂いているわけだが、今までの職員の皆も一緒になって、十分にやっていけるのだということを言っていたかないと、そうであるかと言えない。努力をするという決意は伝わるが、十分なのかどうなのかということが極めて重要なわけである。実際に始まっていないのだから計れない。けれど、3人も増えることによって、こういうように今までと違うことができるというのが、イメージで伝えてもらえないものかと思っている。

総務課長

今回の、特にこの特定性犯罪の前科の確認については、この制度では、学校以外も義務対象事業者として、例えば、児童福祉施設等のほか、民間事業者である学習塾や、放課後児童クラブ、認可外保育施設等の、国の認定を受けて実施する事業者もいて、全国的には、かなりの人数を扱うことになるので、こども家庭庁の方で、確認のためのシステムを構築しているところである。こうしたシステムを使って、また、現職の確認作業については、当初については施行後3年以内、その後は5年おきに分散して行うような制度になっているので、各事業者の方が負担にならないように、また、過度の事務が集中しないようにということで、制度上は設計されているものである。県教育委員会としては、この増員の3名はもとより、各人事を担当している職員が多くいるので、3名を中心にしっかりと、事務が漏れのないように行われるように、制度の準備設計をしていくとともに、各人事、採用担当の職員が情報共有、連携をしっかりと行い、この制度に対応していきたいと考えているところである。

中屋敷委員

現段階ではこれ以上の答えがあるとは思えないが、やはり、我々委員会の委員に連絡を頂くときに、申し訳ないという言葉から連絡を頂く。でも、これはもうパーソナルな話だが、やはり被害を受けている者がいるというところである。そこを重く受け止めていただいているからこそ増員があるのだというように、私は解釈したいと思っているが、忙しい時期に倒れる方がいないようにと心から願う。（意見）

松澤委員

- 1 第45号議案について、教職員の数が増加していくというところは喜ばしいことだと思うが、ただ、これだけの採用が見込めるかどうかというのは、例年、臨時的任用職員の方で補っている部分があり、また、去年、一昨年辺りは、先生が足りないというところで、非常に難しいところがあったわけだが、今後そういったところで、どう考えていくのか。実はこの間、茨城県の教育委員会の方では、臨時採用の職員を正規へ移行させていくという通達が発出されているが、埼玉県ではそれを受けて、いわゆる教員の数の確保というところで、どう考えていくのか。
- 2 第46号議案で、先ほどの質問や答弁を聞いていると、学校の中で徹底的に通達をしていくという答弁はあるが、保護者に対してはどのように周知させていくのか、認知してもらうのか。例えば、保護者の方が担任に相談したいというときに、この時間にはいないということになるわけである。その際に、担任以外の先生でということになったとき、保護者がそれで納得するかどうかというところであり、学校を取り巻く環境の中で、保護者に対してはどのような形で通知、通達していくのか、聞かせてほしい。

小中学校人事課長

- 2 第46号議案についてお答えする。保護者への周知ということについてだが、この子育て部分休暇も含めて休暇というのは、一人一人の教員に与えられた権利でもある。そういった理解を求めるために、具体的な方法として考えられることとしては、4月当初に学級懇談会という保護者を呼んだ学級会等もある。また、学校保護者会等もある。そこで、担任から話をするのもそうだが、やはりここは管理職の方が、その場に立会い、この先生のことについて、しっかりと管理職の立場から話をし、理解を頂くということが必要ではないかというように考えている。

県立学校人事課長

- 2 第45号議案の教員の確保についてお答えする。教員の確保は非常に難しい状況である。先ほども申し上げたが、国の定数改善の動向だとか、児童生徒数の推移、退職者数、再任用者数等、総合的に勘案して、中長期的な展望に基づいて採用を進めてまいりたいと思う。茨城県の報道は承知している。臨任教員を正規化していこうという取組である。私どももできる限りは、臨時の先生を正規の教員で確保していくという取組は進めてまいりたいと思うが、何よりも重要なのは、教員を安定的に確保していくということだと思う。ある年度だけをたくさん採用すると、それ以降の年度に影響が出てしまったりするので、中長期的な展望に立って、安定的に優秀な教員を確保していきたいというように考えている。

日下部委員

- 1 第45号議案について、大きく2点を伺う。小中学校で先生の数が増えているのは、これは国の方で定めた1クラス当たりの人数が減るので、それに対応したものでしょうと思うが、高校で減るのは、これは自然減に対応するものか。
- 2 特別支援学校では増えているが、こどもの数は減っているにもかかわらず、特別支援学校における学生が増えている。少し調べてみたのだが、文部科学省の資料では平成24年から令和4年に義務教育の段階のこどもは1,040万人から952万人に10%減っている。それに対して、特別支援教育を受ける児童生徒数は約300,000人から約600,000人と倍になっている。その占める割合も2.9%から6.3%に増えている。こどもの絶対数が減っているにもかかわらず、特別支援学校に通っているこ

どもが増えている。文科省の資料にも、この理由がなぜかという説明がなかった。教育委員会ではどのように捉えられているのか。

県立学校人事課長

- 1 高校の定数が減ることについてお答えする。高校の定数は収容定員によって決まる。生徒数の減少に伴い、高校の定数が減る。国の定数改善で増加する部分もあるが、それを上回る定数の減があるということで、委員がおっしゃるとおりである。

特別支援教育課長

- 2 少子化の中で、なぜ特別支援学校の児童生徒が増えているのかというところだが、この件に関しては文部科学省の方で、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まりによるもの、というような見解が示されており、国全体としてはそのような見解ということである。また、本県の学校現場の状況等を伺っても、障害への理解の深まりによって、早期からこどもの特性に合った教育を受けさせたいというような意向をお持ちの保護者の方が増えているということもあり、本県も同様の状況と受け止めている。

日下部委員

私も医師をやっており、晩婚化と高齢出産について医学的な話として、ダウン症は25歳で出産するのと40歳で出産するのと比較すると10倍以上に増える。自閉症スペクトラムについても最近の研究では、25歳から29歳で出産する場合と、40歳以上で出産する場合だと2倍以上に増える。この特別支援学校に通っているお子様のお母様の出産時平均年齢というのは把握しているか。

特別支援教育課長

少子化の中で特別支援学校に通う児童生徒が増えているということに関しての医学的な検証というものが、国等から出ているものはないということ、まずお答えしつつ、特別支援学校に通うお子様のお母様の年齢を調べることに限っては、そういった医学的な検証がない中では、県としては考えていない。

日下部委員

それは、厚労省でもその数字はないということでよい。

特別支援教育課長

そのように承知している。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（伊奈学園中学で発生した傷害事件について）】

八子委員

- 1 報道によると本件は、2022年に伊奈学園中学で発生した傷害事件について、先月下旬から各報道機関によって報じられている。そこで、本件について、事実関係の確認を含め、所管事務調査をさせていただきたいと思う。初めに、いじめ重大事態として対応しているということであるが、報道を基に考えれば、これはもう、いじめではなくて、傷害事件ではないかと取れるわけだが、とはいえ学校としては、このようなケースでは、

いじめとして取り扱わざるを得ないのかということについて、確認させていただきたいと思う。

- 2 文部科学省のいじめ重大事態のガイドラインを見ると、学校設置者は、被害児童生徒の立場に立つこと、それから、事実関係を公平公正な立場から迅速に究明、報告し、再発防止へつなげること、大きくこの2点を求めていると理解している。被害者は、この点が十分ではないと感じているように取れるわけだが、今後の対応も踏まえて、このガイドラインをしっかりと重視していくと、そういう認識を確認させていただきたいと思う。
- 3 報道によると、本件は3年以上前に発生した事案ということだが、当時の対応について確認をしたいと思う。教室の中で発生した事案ということでもあり、また、カッターナイフで切りつけられて7針も縫う大けがをしたにもかかわらず、傷害事件であるということを確認できなかった。被害者本人のけがをした経緯の説明はともかくとして、なぜしっかり、そのときに事実関係の確認等、適切な対応がとれなかったのかということが悔やまれる。その当時の対応に問題はなかったのかということについて、教育委員会の見解を伺う。
- 4 昨年6月に3年のときを経て告白があったわけだが、実に6月以降、もう9か月が経過をしている。この間、学校はどのような取組をしていたのか。県警の捜査の結果、家裁送致されたという報道もあることから、捜査との兼ね合いもあったかと思うが、被害者が求める保護者説明会の開催だとか、第三者による調査に向けて、どのように取り組んできたのかについて、説明を求めたいと思う。
- 5 第三者による調査委員会の設置を検討しているということも聞いているが、より公平性、中立性の高い第三者による調査を、できるだけ速やかに行うべきであると考え。いじめ重大事態への対応を経験したことのある弁護士によると、委員の選任によっては、委員会の公平性、中立性というものが損なわれるケースも、残念ながら存在するようである。例えば、学校の顧問弁護士と関係の深い人物が委員になったりだとか、教育委員会の意向が強く反映された人選になったりすることもあるというようなことも言われている。あくまでも一例ではあるが、被害者目線で考えれば、こうした点に配慮して人選をしてほしいと考えるのは自然なことではないかと考えるわけだが、以上を踏まえて、今後の第三者による調査について、県教育委員会の考えを伺いたいと思う。
- 6 本件の生徒は、被害者、加害者ともに、現在高校3年生であり、卒業していく。だが、教育委員会として、責任を持って最後まで調査することが、再発防止の観点からも大事であると考え。その点について、改めて教育委員会の考えを確認させていただきたいと思う。

生徒指導課長

- 1 このようなケースでもいじめとして扱うのかについてだが、本事件については、単なるいじめではなく、傷害事件ととれるとの指摘は、指摘のとおりであり、警察においては傷害事件として捜査が行われている。一方、学校においては、このような行為を含め、その行為によって児童生徒が苦痛に感じていれば、いじめ防止対策推進法に則り、いじめとして認知し、対応することとされている。そのため、本事件についても、学校においては法に則り、いじめとして取り扱うこととなる。
- 2 ガイドラインを重視するという認識についてだが、ガイドラインにおいては、重大事態の調査を行うに当たって、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直すことや、被害生徒の立場に立ち、生徒への心のケア、必要な支援に取り組むことが重要とされている。本県としても、こうしたガイドラインの内容を重視した上で、できる限り事実関係を明らかにし、再発防止につなげていけるよう対

応を進めてまいる。

- 3 3年前当時の対応に問題がなかったのかという質問について、令和4年6月の事件発生当時、被害生徒は担任に対して、自ら転倒して傷ができた旨の説明をしていたが、傷が大きかったことから、学校としても確認が必要と考え、事件発生当時、担任は教室内にいたほかの生徒にも状況を聞くなど、教室内で状況を確認した。その際、1人の生徒から「カッターを持つ生徒を目撃した」との証言があった。これはあくまでも、カッターを持っている者を見たという証言ということだが、そのような証言があり、担任はカッターを持っていたとされる生徒にも話を聞いたところである。しかしながら、当時はカッターを持っていたとされる生徒も含め、状況を確認した生徒からは、被害生徒がカッターで切りつけられたという証言が出なかったため、学校は被害生徒の説明のとおり、被害生徒が自ら転倒して傷ができたものとして対応したということである。被害生徒の保護者からは、「事件があったときに同級生等にきちんと聞き取りをして、傷害事件と明らかにしてほしい。対応が甘かったのではないか」という意見を頂いている。こうした意見を真摯に受け止め、当時の対応について、弁護士等で構成される第三者委員会を設置し、調査を行ってまいる。
- 4 令和7年6月以降の学校の取組についてだが、学校は、令和7年6月に本事件を認知した後、被害生徒が警察に被害届を提出したことから、警察の捜査に協力するとともに、この間、被害生徒の保護者の要望に応じて、被害生徒と加害生徒が校内で接触することがないように、選択科目において、同一の教室で授業を受けることがないように配慮したり、教職員による見守りを継続的に行ってきた。また、保護者説明会の開催についてだが、被害生徒の保護者の要望を受けながら、これまで調整を進めてきたところであり、今月開催することとなっている。さらに、第三者による調査については、弁護士等で構成される第三者委員会を設置することとし、現在、被害生徒の保護者の要望を受けながら、委員の人選等について調整をしているところである。
- 5 今後の第三者による調査についての考えだが、重大事態の調査組織の設置に当たっては、公平性、中立性を確保する観点から、例えば、弁護士であれば、弁護士会からの推薦を受けた弁護士等、職能団体から推薦された第三者の専門家を加えるなど、第三者性が確保された調査組織となるよう努めることが求められている。本件においても、ガイドラインを踏まえて、公平性、中立性が確保された第三者委員会を設置し、調査を進めてまいる。なお、被害生徒の保護者からは、委員の人選、構成等に様々な要望を頂いていることから、その意向を確認しながら対応を行ってまいる。
- 6 生徒が卒業した後も最後まできちんと調査すべきということについてだが、本事件については、法律上のいじめ重大事態として調査することとし、その場合、法に基づき、調査結果について、生徒、保護者に説明する義務があるため、関係生徒が卒業した後も第三者委員会による調査をしっかりと行ってまいる。その調査結果を踏まえ、教育委員会としても責任を持って、今後の再発防止に生かしてまいる。